

# 遠野市特定不妊治療費等助成について

遠野市では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療を受けたご夫婦に対し次のとおり費用の一部を助成します。

遠野市特定不妊治療費等助成							
対象となる方	<p>特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚含む。）で、次の条件をすべて満たしている方。</p> <p>①夫婦又はいずれか一方が遠野市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。</p> <p>③夫及び妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者であること。</p> <p>③治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。</p>						
対象となる治療	<p>保険医療機関において、医師が必要と認めた特定不妊治療</p> <p>※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による特定不妊治療は対象となりません。</p> <p>※特定不妊治療のうち、採卵に至らない場合は助成の対象になりません。</p> <p>※医師の処方によらない薬剤にかかった費用は対象となりません。</p> 						
助成金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定不妊治療</th> <th>男性不妊治療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体外受精・顕微授精</td> <td>特定不妊治療に至る一環として行われる男性不妊治療</td> </tr> <tr> <td>夫婦一組に対して、1回の治療につき <b>10万円を限度</b>に助成します。</td> <td>夫婦一組に対して、 <b>5万円を限度</b>に助成します。</td> </tr> </tbody> </table>	特定不妊治療	男性不妊治療	体外受精・顕微授精	特定不妊治療に至る一環として行われる男性不妊治療	夫婦一組に対して、1回の治療につき <b>10万円を限度</b> に助成します。	夫婦一組に対して、 <b>5万円を限度</b> に助成します。
	特定不妊治療	男性不妊治療					
体外受精・顕微授精	特定不妊治療に至る一環として行われる男性不妊治療						
夫婦一組に対して、1回の治療につき <b>10万円を限度</b> に助成します。	夫婦一組に対して、 <b>5万円を限度</b> に助成します。						
	<p>①1,000円未満は切り捨てとします。</p> <p>②当該医療費に対する給付、付加給付等を除いた自己負担額が助成の対象となります。</p>						
助成回数	<p>初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢に応じ以下の通り</p> <p>①40歳未満 1子につき6回</p> <p>②40歳以上 1子につき3回</p> <p>※助成を受けた後に出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットすることができます。</p>						

## 【申請手続きについて】

申請窓口	遠野市 健康福祉部 保健医療課 母子安心係
申請期限	治療が終了した日の翌日から起算して4か月以内
必要書類	<p>①遠野市特定不妊治療費等助成金交付申請書※1</p> <p>②遠野市特定不妊治療医療機関受診等証明書※2 ・ ・ 医療機関に記入を依頼し証明を頂く書類です。</p> <p>③夫婦関係にあることを確認できる以下の書類</p> <p>ア 法律婚の場合 ・ ・ 戸籍謄本と住民票謄本</p> <p>イ 事実婚の場合 ・ ・ 両人の戸籍謄本と両人の住民票謄本 両人の事実婚関係に関する申立書※3</p> <p>④医療機関及び薬局が発行した不妊治療に要した費用に係る領収書及び明細書</p> <p>⑤当該医療費に対する給付、付加給付等がある場合は、その額のわかる書類</p> <p>⑥希望する支払い先金融機関の口座が確認できる通帳の写し</p> <p>※助成回数のリセットを希望する場合</p> <p>助成を受けた後に出産又は12週以降に死産に至ったことを確認できる書類</p> <p>ア 助成を受けた後に出産した場合 ・ ・ 戸籍謄本と住民票謄本 (③の書類に、該当する子の記載がある場合省略可)</p> <p>イ 助成を受けた後に12週以降に死産に至った場合 ・ ・ 死産届の写しや母子手帳の写し等</p> <p>★※1～3までの書類は遠野健康福祉の里にあります。遠野市HPからもダウンロードできます。</p> <p>★各種証明書類の有効期間は証明した日から3か月となります。</p>

問い合わせ先 遠野市 健康福祉部 保健医療課 母子安心係 TEL 0198-68-3186